

議案第 7 3 号

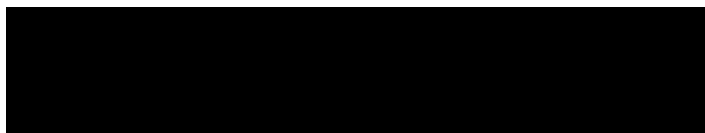
損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、議会の議決を求める。

令和元年 9 月 1 0 日提出

清水町長 阿 部 一 男

1 相 手 方



2 損害賠償の額

金 2 5 1 , 8 1 3 円

3 和解の内容

和解により当方側の過失割合 100%相当額を賠償するものとし、これ以外には相手側は今後一切の請求、異議の申し立て、訴えの提訴等を行わないものとする。

4 事故の概要

令和元年 7 月 13 日午後 3 時 30 分頃、北海道小学生陸上競技大会送迎業務中、厚別公園競技場の駐車場から町民バスが出る際、入ってきた乗用車と接触し、相手方車両の車体後方側面に損傷を与えた。